

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成25年12月10日（火曜日）
午前9時30分～午前10時16分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員（議長）
村上健二 委員 西岡 晃 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田 淳 司 議会事務局長 岡崎 基 代 議会事務局補佐
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 高橋 睦 夫 病院事業管理者
波佐間 敏 総 務 部 長 大野 義 昭 総務部総務課長
白井 栄 次 総務部財政課長 細田 清 治 総務部税務課長
倉重 郁 二 美東総合支所長 奥田 源 良 秋芳総合支所長
篠田 洋 司 市長統合戦略局長 田辺 剛 総合政策部長
松野 哲 治 上下水道事業局長 三戸 昌 子 上下水道事業局管理業務課長
矢田部 繁 範 上下水道事業局施設課長 金子 彰 病院事業局管理部長
久保 毅 会計管理者 小田 正 幸 監査委員事務局長

午前9時30分開会

○委員長（河本芳久君） それでは、皆さんおはようございます。ただいまより総務企業委員会を開会いたします。それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案4件につきまして、これから審査したいと思います。御協力よろしくお願ひいたします。

なお、本委員会から原則として、市長は出席されませんので、各委員、執行部の皆さん、よろしくお願ひいたします。

最初に、議長さん、報告等ございませんか。

○議長（秋山哲朗君） 特にごございません。よろしくお願ひします。

○委員長（河本芳久君） 各委員さん、何か御報告等ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、議案第8号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） それでは、議案第8号美祢市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案8-1ページをお開きください。参考資料は、1ページからとなります。本議案の改正の主な内容といたしましては、現在、個人住民税を公的年金からの特別徴収について、仮徴収と本徴収の計6回で徴収し、このうち仮徴収については、前年度分の本徴収税額を基準に徴収しており、そのため年税額に増減があった場合、仮徴収税額と本徴収税額との差が生じ、不均衡になり、一度生じた不均衡が平準化しない状態であります。

この度、年間の徴収税額を平準化させ、年金所得者の納税の便宜を図るために、仮徴収税額を前年度分の本徴収税額から前年度分の年税額の2分の1に相当する額に改正するものであります。

また、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市外に転出した場合は、普通徴収に切替えていたが、徴収の効率化の観点から、特別徴収を継続することとする所要の改正です。この改正は、平成28年10月1日以後に実施する公的年金の特別徴収についての適用となります。

次に、国税の改正に伴い、金融証券税制の改正を行うもので、金融所得課税の一本化を推進するものであります。

株式や社債など、現在別々に課税されている金融所得が一本化され、譲渡所得等について、上場株式と非上場株式を別々の分離課税制度とし、上場株式と特定公社債グループと非上場株式と一般公社債に係るグループに改組することで、株式の譲渡等に認められていた損益通算を社債についても可能とし、金融資産の投資益と投資損をそれぞれのグループで損益通算ができるようになります。

なお、損益通算で控除できない金額については、上場株式と特定公社債のグループについては、翌年以後3年間にわたり、繰越控除が可能となった所要の改正をするものであります。

この改正は、平成29年度以後の個人市民税について適用となります。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） あのですね、個人住民税の徴収の仕方が平準化したっていうことですが、以前は税が確定した後に、この人はいくらでっていうのがありましたけど、今度は平準化ということですが、やはりこうした二分の一と言いながらも、賦課期日後に変更ということが出ると思いますが、出ないのでしょうか。そういうことをしたのために、出ないのでしょうか。

それと、もう一件ですが、上場株式等に係る分離課税ということですが、これによって20パーセントの課税が、税収になるようなことを聞いたんですけど、これによって、市の税収がふえると思うんですが、どのくらいふえるのかと、これに影響する人がどのくらいいらっしゃるのかということをお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 今、2点の質問がございましたが。はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 三好委員から2点の御質問がございましたが、まず、1点目の特別徴収についてですが、税額の変更についてでございますが、税額が今変更されたら、特別徴収のほうは普通徴収のほうに切り替えとなります。税額が変更があった場合、特別徴収がその年は税額が変更になったために、その金額を、社会保険庁等に通知した金額と違いますので、普通徴収に切り替えて、市のほうで普通徴収の通知を出して、納税者が金融機関に行って、納税をしていただくようになります。

また、再度特別徴収が始まるのがですね、翌年の10月以降となります。

○委員長（河本芳久君） ちよっともう一件ほど。（発言するものあり）一括質問ですか。それとも、個別の。（発言するものあり）はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 先ほどの上場株式等の試算でございますが、上場株式等は総合課税と分離課税を選ぶようになっておりまして、（発言するものあり）総合課税のほうをすると、配当控除等を受けられまして、分離課税は受けられません。その代わりに、今言ったように損益通算等もありますので、どちらかを選択するのは、個人の自由となっております、試算はできておりません。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 初めの市民税の徴収の件ですが、これは、今までは年金で落ちていて、あと調整をするときは、普通徴収ということだったら、以前にも別のことでしたけど、年金から落ちるから安心していたら、通知が来たけど、それを知らずに、わずか1,000円か2,000円くらいでも知らなかったために、100円の延滞金ですかね、利息ですかね、100円が付いてきたけえっていうこともありましたけど、そういった事態も起こるのではないかと思うんですけど、そういうのではないのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） ただいまの三好委員の質問にお答えいたします。年金の特別徴収については、年金の所得のみの税金に係るものでございます。それで、給与とかその他所得があれば、普通徴収となりますので、市民の皆様方は、税務課から行く通知をですね、郵送で送りますので、よく見ていただいて、納期内納付をお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 上場株式の件ですけども、これは分離課税っていうことなんですけれど、これは美祢市条例なので、国の根幹に則ってくると思うんですけども、美祢市の場合、この分離課税によって、市に入る税金が多くなるかどうかというの、試算は今ないと言われましたけど、これに影響する人もどの程度いらっしゃるかっていうことも、わからないわけですね。

○委員長（河本芳久君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） ただいまそういう資料もございませんし、恐らく

税務課においても、早急にわかる資料はないと思います。

○委員長（河本芳久君） 分離課税にするかどうかというのは個人がやるから、そういった情報は、市にはございません。（発言するものあり）よろしゅうございますか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私、ちょっと理解力が大変プアーなものですから、もう一度金融証券課税のことについて、現状がこうで、改正はこうなったというのを、もっとわかりやすく、紋切り型の説明じゃないしに、わかりやすく、原稿見ないで、説明してください。お願いします。わかりません。何のことやら。

それから、収支なんとかっておっしゃったですが、そういう言葉もまるで何のことかわからんのですよ。だから、もうちょっとわかりやすい言葉で、別の中学生くらいに説明する、そういう感じで説明してください。お願いします。

○委員長（河本芳久君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 今、株式と公社債は別々の課税方式となっております。それで、今回の改正で、上場株式等に係る課税方式を公社債にも認めようということで、今回の改正に至っております。

そして、今は株式については、上場と非上場は同じグループで課税されておりましたが、今回の改正では、上場と非上場、一般株式でございますが、別々の課税グループとなり、また、その課税グループに、上場株式については特定公社債、非上場、一般株式については一般公社債が同じグループとなって、それぞれのグループで課税をされて、損益通算をするようになったという改正でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そういうふうに変更になった結果、どういうふうに、何て言いますかね、例えば投資する側には、どんな影響があるんでしょうか。ないんでしょうか。単に手続きを替えただけでね、何の影響もないってということなのか、例えば、税収が増えるとか減るとか、あるいは投資する側からすれば、所得税が増えるとか減るとか、有利になるとかならんとか、そういう説明があるとわかりやすいんですけどね。そういうことにはならんのでしょうか。説明はできないんでしょうか。無理ですか。（発言するものあり）

○委員長（河本芳久君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 今までは、公社債についてはそういう制度はござ

いませんで、利益が出た場合のみ課税をされておりましたが、今度は株式と同様の課税ということで、損部分についても認められるということでございます。損益通算ができるようになって、投資家にとっては、一本化されることでわかりやすい株式金融証券税制ができるようになるということです。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今、隣から馬屋原委員さんがおっしゃったんですが、投資して赤字が出たら、儲けから引いてもらえるんだと、こういう説明なんです、これ非常にわかりやすいんですがね。それでいいんですか。

○委員長（河本芳久君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ということは、先ほどの説明で、3年間であれができると言われましたよね。そしたら、株を持っておられた方っていうか、影響はないっていうことでしょうか。

それと、私の勉強したところで、公社債等の譲渡益の課税は、現行非課税から20パーセントの分離課税となります。これによって、公社債等の譲渡にかかる地方税課税分は増収になりますとありますけど、先ほどの答弁では、あまりはっきりは分からないと言われましたけど、美祿市にとってそんなに影響はないということでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 今の三好委員の御質問にお答えいたします。今、三好委員さんが言われましたように、公社債の譲渡所得については非課税となっておりますが、市民税については3%の課税となります。

但し、先ほど言いましたように、総合課税と分離課税を選択することができますので、どちらかを選択されるのは、総合課税になると10%の課税で、6%が市民税で、4%が県民税になっております。

先ほど言いました分離課税は、5%の課税で、3%が市民税で、2%が県税となります。

これは、納税者がどちらかを選択されるのでございまして、どちらが有利かということは、御本人が選択されることであり、税収がどうこうっていうのは、ちよっ

と把握はできておりません。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、質疑を終了いたします。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 個人住民税の特別徴収については、進展かなと思いますが、参考資料の2ページなんですけれども、上場株式等に係る配当の所得等の市民税、こういった優遇政策、担税力のある方たち、早く言えばお金持ちの方の優遇政策であるのではないかと、この議案には反対をいたします。

○委員長（河本芳久君） 今、反対意見がございましたが、その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、議案第8号美祢市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 賛成多数により、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） 議案第9号は消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。議案書が9-1から9-4ページ、参考資料が20ページから40ページでございます。

これは、平成26年4月1日から消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、使用料等条例改正が必要な部分について、一部改正を行うものでございます。

改正を行う条例は、議案書9-1ページ、第1条美祢市行政財産使用料徴収条例から次の9-2ページ、第13条美祢市病院等事業使用料手数料条例までの、13

の条例でございます。

なお、今回改正を行わないものは、公の施設の使用料で、平成24年度において、使用料手数料の見直し方針に基づき、一定の期間での見直しを適切に行うこととし、既に改正したもの、また、廃棄物手数料、秋芳洞の入洞料等、政策的判断によるものは、今回改正の中から外しております。

説明は以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） この件も同じなんですけど、何がどういうふうになるのかっていうことを、簡単に説明してください。使用料がどうなるんですか、理屈として。変わるっていうのはわかりますが、どうなるんですか。つまり、5%が8%に変わりますと。その3%分について、現在の使用料が上乗せになりますよっていう、簡単に言えばそういうことですか。違いますか。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） 今の坪井委員の言われるとおり、3%部分が上乗せで徴収されるということになります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明では、公の施設は以前に改正があったので上げないと言われましたけど、使用料とか手数料とかは非課税じゃなかったかと思うんですけど、今現行では105になっていますけど、非課税じゃないのでしょうか。

また、公の施設は、以前に上げたので上げないと言われますけど、期日が来れば、また何年後に上げるっていうことなののでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 三好委員の御質問にお答えいたします。御質問ではまず、公の施設の使用料の御質問がありましたので、私のほうから御説明させていただきます。

使用料、手数料の改正につきましては、昨年平成24年4月に策定いたしました使用料、手数料見直しに関する基本方針、これに基づいて決定したところでございます。

公の施設の使用料の料金設定の基本的な考えは、ひとつが受益と負担の公平性の

確保、それと算定方法の明確化、そして、減免規定の明確化と定期的な見直し、これについては、以前説明したかと思えます。ですから、算定に当たりまして、算定方法の明確化ということで、過去3カ年の費用の平均値を用いています。

ですから、当然電気料等上がっておりますけれども、その部分については、算定方法が明確ではありませんので、きちっとした積算に基づいて、使用料を決定しようという趣旨でございます。

したがいまして、定期的な見直しといたしまして、4年ごとの見直しというふうに基本方針にも明記しておりますので、今回は公の施設の関する使用料、また手数料等の見直しは、実施しないこととしております。御質問について、以上でございます。（発言するものあり）

○委員長（河本芳久君） 今の説明でいいですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 非課税じゃなかったかっていうことなんですけど。今の公の施設の料金云々も言いましたけど、非課税ではないかっていうことはどうなんでしょう。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。ちょっと非課税か非課税でないかというのは、ちょっと明確ではございませんけど、ひとつですね、12月4日の総務省自治行政局長行政課長からの通達がございます。その中で、公の施設の使用料については、消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいという、こういうふうな通達が出ております。

だから、当然のことながら、消費税率の引き上げに伴い、手数料も当然引き上げられるものというふうに理解しております。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） すいません。過去になりますけど、そうしたら先般の値上げというのは、この消費税率を見込んで値上げがされたような気がしたけど、そういうのも含まれてたということなんですか。（発言する者あり）

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。以前の改定で、消費税率の引き上げが見込まれたか、見込まれてないかという

御質問ですけど、基本的には見込まない数字、先ほど篠田局長の説明でもありましたように、過去3年間のそれぞれの経費等を積算化しまして、受益者負担として適切な金額を算定したということなので、その間に引き上げは行われておりませんので、基本的には反映されておられません。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） というご説明ならば、4年経った次の改正の時、当然3%分は上乘せされると、こう理解してよろしいでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。当然のことながら、3%に伴う経費の上乗せは出てきます。また、先ほどの説明でもありましたように電気料とか、油代、燃料費等はそれぞれの相場によって変化しますので、一概に消費税率が上がったから、料金がすぐ上がるといったものでもございませんので、一応3年間のそういった積算の基に次の改定に行うということで御理解お願いいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） この消費税率が上がったことに対して、病院事業の医療費というのはこれ非課税部分かと思うんですけど、これに対して、薬品代とかそれぞれ電気代等々は3%上乘せになると思うんですけど、支出が3%増加するわけですよね。営業収益としては3%圧縮されるわけですから、その辺というのは、何か国からの対策とか、医療費に対してそういうものは何か見込まれてるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、金子管理部長。

○病院事業局管理部長（金子 彰君） 今の西岡委員の御質問にお答えしたいと思います。来年度診療報酬改定の年になっております。今、国のほうでは、その診療報酬の中身について検討しておるところでございますが、病院サイドといたしましては、全国的な組織のサイドといたしましては、その消費税の上乗せ分について、診療報酬のほうで何とかこれを見ていただきたいということで要望をしておるというような状況でございます。これが上乘せがないということであれば、ほんとに病院の経営に直に響いてくるということでございます。そういうことで今進んでいます。以上です。

○委員長（河本芳久君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　ございませんでしたら、質疑を打ち切ります。本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　当然ながら、日本共産党は消費税増税に反対しておりますので、今回のこの議案第9号には反対いたします。

○委員長（河本芳久君）　そのほか、御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、議案第9号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　賛成多数で、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君）　議案第7号平成25年度美祢市水道事業会計補正予算(第2号)の御説明を申し上げます。

薄い背表紙の無い補正予算書でございます。この度の補正は、資本的収支の補正でございます。平成23年度から於福下地域で上水道区域拡張事業を行なっておりますが、JR踏切を横断する工事が3箇所ありまして、この工事予定が来年度に変更になりましたので、事業に関する事業費を減額、財源の調整をするものでございます。

補正予算書の3ページの予算実施計画書をお開きください。まず、収入の補正でございます。上から御説明いたしますと、企業債を1,000万円増額し、4,500万円としております。負担金及び寄附金のうち負担金を2,800万円減額いたしました。これは、工事が完成したときに頂く工事負担金の予定でございましたが、これが来年度に変更になりましたので、2,800万円減額しまして、100万円に、国庫支出金を1,520万円減額いたしました。3,567万円に、出資金を1,260万円減額いたしました。2,970万円にし、収入の合計を、収入の欄一番上でございますが、1億9,727万3,000円とするものでございます。

次に、下の欄支出でございます。上水道配水設備改良費の工事請負費を3,80

0万円減額し、資本的支出の合計を5億327万3,000円とするものでございます。

恐れ入ります、1ページお戻りくださいませ。この補正によりまして、第2条資本的収入及び支出でございますが、4条本文かっこ書き中、かっこ書きは補てん財源の表記でございます。資本的収入が資本的支出に不足する額2億9,820万円を3億600万円に改め、当年度分消費税資本的収支調整額を807万6,000円から759万8,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金の予定が2億9,012万4,000円であったものを過年度分損益勘定留保資金2億9,441万2,000円及び現年度分損益勘定留保資金399万円に改めるものでございます。

次ページをお開きくださいませ。この補正による収入の調整のうちの企業債でございますが、当初には上水道の配水設備改良事業費を1,000万円を借り入れることにしておりましたが、工事予定の変更によりまして、起債を増額して限度額を2,000万円にするものでございます。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、馬屋原委員。

○委員（馬屋原眞一君） 中身は分かるんですが、この工事を翌年度にまわすというのは、こちらの関連工事が遅れたから翌年度にまわすのか、あるいはJRの都合なのか、その辺をお願いします。

○委員長（河本芳久君） はい、矢田部施設課長。

○上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 馬屋原委員の御質問にお答えいたします。於福下地区におきまして、先ほど申しましたけど、於福下地区で踏切を横断する箇所が3箇所ありまして、その施工について今年度、年度当初よりJRとの協議を行ってまいりました。ことし6月に広島支社において、ことしの施工を——早期の施工をお願いするという事で、協議してまいったところでございますけど、年度も中ほど過ぎまして、11月に今年度の工事のことについて、再度広島支社のほうに協議をしに参りました。協議の結果、JR西日本の社内の中で検討した結果、今年度の施工はJRの事情、いろんな事情がありまして、ことしはできないという事の返答がありました。その関係で鉄道敷地内の工事であります、永久的に水道管を専用するものでありますので、JR西日本の回答を受け入れ、来年度工事

といたしました。その時に、来年度早期の着工をお願いして帰ったところでございます。

このような事情により、給水開始が1年遅れるわけですが、関係者の皆様に御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） そのほか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） また幼稚な質問で申し訳ありません。この下水道の工事がですね、延期になったということで収入も減りますねと。支出も減りますね。しかし、この分からないのは、企業債が1,000万限度額がふえますねと。これはどういう理屈でこういうことになったのですか。素人によく分かりませんが、御説明ください。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 当初の予定では、工事が終わった時に工事負担金を各御家庭から頂くようになっておりましたけれども、工事が来年度に延びましたので、今年度に工事負担金を頂くことができません。その財源の不足の調整に企業債を1,000万円上げようというものでございます。減額と増額が一緒の数字にはなっておりませんが、ほかの工事の予定などから現在の資金繰りを考えた結果、企業債1,000万円で補えると判断したものでございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） というご説明であればこう理解してよろしいのでしょうか。

1ページ目の資本的収入が4,580万円減ってますよね。支出のほうは3,800万円しか減ってないんで、この差額つまり780万ですかね、その分をこの企業債のほうでふやしたと。こう理解していいのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（河本芳久君） いいですか。その他ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、質疑を打ち切りたいと思います。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第7号平成25年度美祢市水道事

業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしということで、よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） 議案第16号は山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。議案書が16-1ページ、参考資料が52ページでございます。

これは、平成26年4月1日から山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に、下松市、長門市及び山陽小野田市を加えるため、地方自治法第290条の規定により規約の一部を変更することについて、市議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案4件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様から何か御意見ございましたら。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） きのうのですね、教育民生の委員会の中で、きょうの山口新聞にもちょっと出てましたけれども、給食の中に針金のような物とプラスチックのような物が混入していたということが記事に出ておりました、私たちの総務企業委員会のメンバーは、昨日の委員会に出ていませんので、詳しく質問したわけでもございませんし、直接聞いたわけでもないの、記事で読むだけになっておりますので、明日予算委員会がありますので是非、きょう市長おられませんから副市長にお願いしたいと思うんですけど、明日の予算委員会の中で、その経緯を少し説明していただく時間をとっていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（河本芳久君） ただいま、山口新聞に出ておりました給食の中に異物が混入しておったと。そういったことについて、大変保護者のほうも関心を持っており、いろいろ議会のほうでも、そういったこと昨日教育民生建設観光委員会であったようでございますが、明日の予算委員会で、この経緯について説明をいただきたいということでございますが、執行部のほうその時に——。はい、林副市長。

○副市長（林 繁美君） 今の西岡委員の要望ですか、明日の予算委員会で経過等を報告していただけないかということですけど、明日は教育委員会サイドも予算委員会に出ると思います。予算委員長に議長のほうから、そういったことの委員さんから意見が出たということで、答弁の機会を委員長からいただければ、教育委員会のほうから経緯なり、対策なりを説明させることはできると思います。

○委員長（河本芳久君） この件について、御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、おって本委員会でそういったものを議長あてに一つお願いして、明日の委員会でどうするかということについて、また執行部に対して、要望があるかと思えます。それでは、この件は議長のほうに報告をするということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 他にございませんでしたら、本委員会をこれをもって閉会したいと思います。御審査・御協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前10時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月10日

総務企業委員長

河本 芳久